

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 赤津 加奈美

大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（く）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 補正依頼

実施機関は、別表の（え）欄に記載の旨の開示請求について「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項」欄の記載内容から、開示請求に係る保有個人情報を特定することができないことを理由に、異議申立人に対して、別表の（か）欄により補正依頼を行った。

3 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、補正依頼に対する異議申立人からの回答等からは開示請求に係る保有個人情報を特定することができなかったことから、却下する理由を別表の（け）欄のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき本件各決定を行った。

4 異議申立て

異議申立人は、別表の（こ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、

異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件各決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各決定の妥当性である。

3 本件各決定の妥当性について

- (1) 条例第18条第1項では、「開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。」と定め、「次に掲げる事項」として同項第2号で「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」と規定しており、同条第3項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者…に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

さらに、条例第23条第2項では、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき…は、開示をしない旨の決定をし…なければならない。」と規定しており、この「開示をしない旨の決定」には、対象保有個人情報を特定していない、不適法な開示請求に対する却下決定も含まれると解される。

- (2) ここで、当審議会において別表の（え）欄に記載の開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項及び別表の（き）欄に記載の補正依頼に対する回答を見分したところ、いずれも条例第18条第1項第2号が規定する「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」であるとまでは到底認められないものであった。

したがって、本件各請求は不適法なものであると認められる。

- (3) なお、別表項番1については、「大生総第52・68・74号の個人情報証拠資料全部」を求める旨の開示請求であるが、実施機関によると、大生総第52号、同第68号及び同第74号は、いずれも異議申立人が行った開示請求に対する開示決定に係る通知書であるとのことであるところ、当該開示決定に係る決裁文書の中に別表項番1の開示請求の対象保有個人情報足り得る保有個人情報が存在するのではないかと解

する余地があった。

そこで、当審議会において当該決裁文書を実際に見分したものの、当該決裁文書は、いずれも当該開示決定において既に異議申立人へ開示されている異議申立人が行った開示請求に係る開示請求書、当該開示請求に対する開示決定に係る通知書の案文及び当該開示請求の対象保有個人情報から構成されており、これら以外に、実施機関が当該開示決定を行うにあたっての証拠足り得る異議申立人の保有個人情報は認められなかった。

とすると、対象保有個人情報を特定することができないことから、別表項番1の開示請求が不適法であるとする実施機関の主張も首肯できる。

4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 玉田裕子、委員 豊永泰雄、委員 久末弥生、委員 村田尚紀、
委員 川島裕理